

**熱烈歓迎**

12,1,2009

## **中央編制委員会研修団**



# **日本における非営利法人法制・税制の 枠組みと新公益法人制度について**

**公益財団法人 公益法人協会**

**理事長 太田達男**

# 目次

## はじめに

- ・中国との交流状況
- ・公益財団法人公益法人協会について

- 1 非営利公益団体制の全体像
- 2 公益法人制度の抜本的改革の動向
- 3 新制度のもたらす影響と課題
- 4 私たちの経験と中国NPO法制への示唆

# 中国政府機関・非営利団体と公益法人協会の交流の状況

## 調査研究交流

- 2004/8 清華大学 NGO研究所 劉培峰博士来会 意見交換
- 2005/3 北京大学で開催の「非営利組織法律案研究会」で太田理事長講演
- 2005/10 中国民生部民間組織管理局NPO視察団(団員10名)来会
- 2006/7 中国民生部民間組織管理局視察団(李勇団長ほか12名)再来会
- 2008/2 中国民生部民間組織管理局視察団(楊岳団長ほか12名)3回目の来会

## 友好団体

中国国際民間組織合作促進会(副理事長兼秘書長 黄浩明氏)と友好関係にあり  
常時情報交換を通じてアジアにおける非営利組織の活動推進を協議

# 公益財団法人公益法人協会について

**設立** 1972年個人(印刷業経営者)により設立

**目的** 公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的とする

**会員** 公益法人を主体に1550の会員を擁する中間支援組織

# 事業

## 1) 民間公益活動の普及啓発事業

書籍頒布、インターネットによる情報提供、シンポジウム等の開催、国内外非営利組織との連携活動、メディア対策事業、インターンシップ事業

## 2) 民間公益組織の支援及び能力開発事業

相談事業、セミナー事業、機関誌頒布、情報公開共同サイト運営

## 3) 民間公益活動、組織及び制度の調査研究及びそれに関する提言事業

調査研究、専門委員会、提言事業

## 役職員

評議員 26名 理事15名(うち、常勤理事5名)

常勤職員 14名

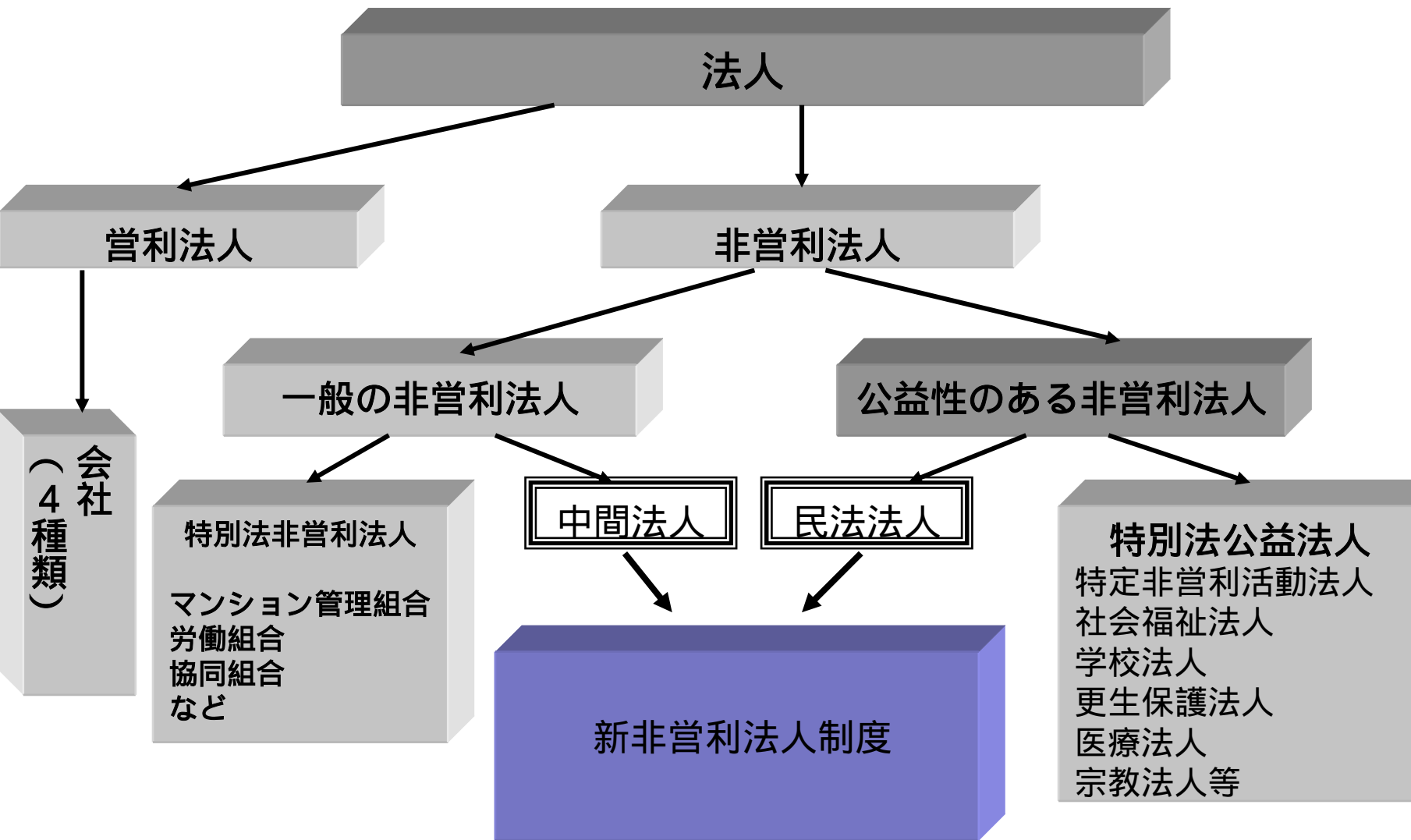
相談員 7名

## 財政規模(2009年度予算における経常収支)

単位 = 千円

| 会計区分    | 収入       | 費用      |
|---------|----------|---------|
| 公益目的事業1 | 27,590   | 55,848  |
| 公益目的事業2 | 70,350   | 94,379  |
| 公益目的事業3 | 0        | 17,904  |
| 会費等     | 110,4310 |         |
| 法人管理    |          | 39,439  |
| 合計      | 208,250  | 207,570 |

# わが国の法人類型



# 非営利公益組織の現状 - 1

団体数は諸統計等による概数

|      | (旧)公益法人<br>(現在新制度に移行中) | 特定非営利活動法人     | 社会福祉法人 |
|------|------------------------|---------------|--------|
| 活動分野 | 全分野                    | ほぼ全分野(17事業特定) | 社会福祉   |
| 根拠法  | 民法                     | 特定非営利活動促進法    | 社会福祉法  |
| 公布の年 | 1896                   | 1998          | 1951   |
| 設立方式 | 主務官庁許可                 | 主務官庁認証        | 主務官庁認可 |
| 団体数  | 24,500                 | 35,000        | 19,000 |

# 公益非営利組織の現状 - 2

|      | 医療法人                | 学校法人    | 宗教法人   |
|------|---------------------|---------|--------|
| 活動分野 | 病院・診療所・介護老人<br>保健施設 | 私立学校の設置 | 宗教布教   |
| 根拠法  | 医療法                 | 私立学校法   | 宗教法人法  |
| 公布の年 | 1948                | 1951    | 1951   |
| 設立方式 | 主務官庁認可              | 主務官庁認可  | 主務官庁認証 |
| 団体数  | 39000               | 7600    | 183000 |

# 公益非営利組織の現状 - 3

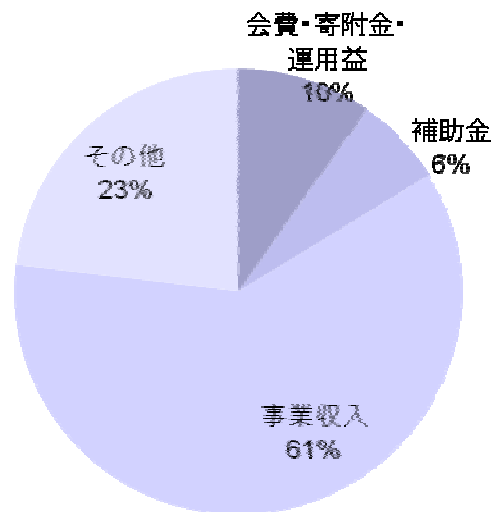
|      | 職業訓練法人      | 更生保護法人      | 公益信託   |
|------|-------------|-------------|--------|
| 活動分野 | 職業訓練・職業能力検定 | 元受刑者の保護施設運営 | すべての分野 |
| 根拠法  | 職業能力開発促進法   | 更生保護事業法     | 信託法    |
| 公布の年 | 1969        | 1995        | 1922   |
| 設立方式 | 主務官庁認可      | 主務官庁認可      | 主務官庁許可 |
| 団体数  | 420         | 160         | 570    |

他に法人格のない任意団体

# 公益法人統計

(100円 = 12.7元)

年間収入 ¥17,752,905百万円(対GDP比3.4%) ( 1,397,866百万円)



正味財産額 ¥20,642,034百万円 ( 1,625,357元 )

財団基本財産 ¥6,872,734百万円 ( 541,160元 )

常勤職員数 564,034人

09年度公益法人白書より

# 日本における(旧)公益法人制度の問題点

- 1 主務官庁コントロールが強いー公益国家独占主義  
その結果、民間の自由闊達な活動が制約された
- 2 ときに主務官庁との癒着による弊害が見られた
- 3 一方、法人側でもガバナンスや情報公開が十分でなかった
- 4 税制による支援が極めて不十分であった

# 公益法人制度改革年表

- ・1996 与党3党P/Tの提言
- ・2003/6 抜本的改革の基本方針を閣議決定
- ・2004/11 有識者会議報告書
- ・2005/12 制度改革の基本的枠組みを閣議決定
- ・2006/3 ~ 6 法案国会提出・審議・可決、新法公布
- ・2007/4 ~ 公益認定等委員会発足
- ・2008/12/1 新制度(税制を含む)施行、新制度への移行開始
- ・2013/11/30 移行期間満了

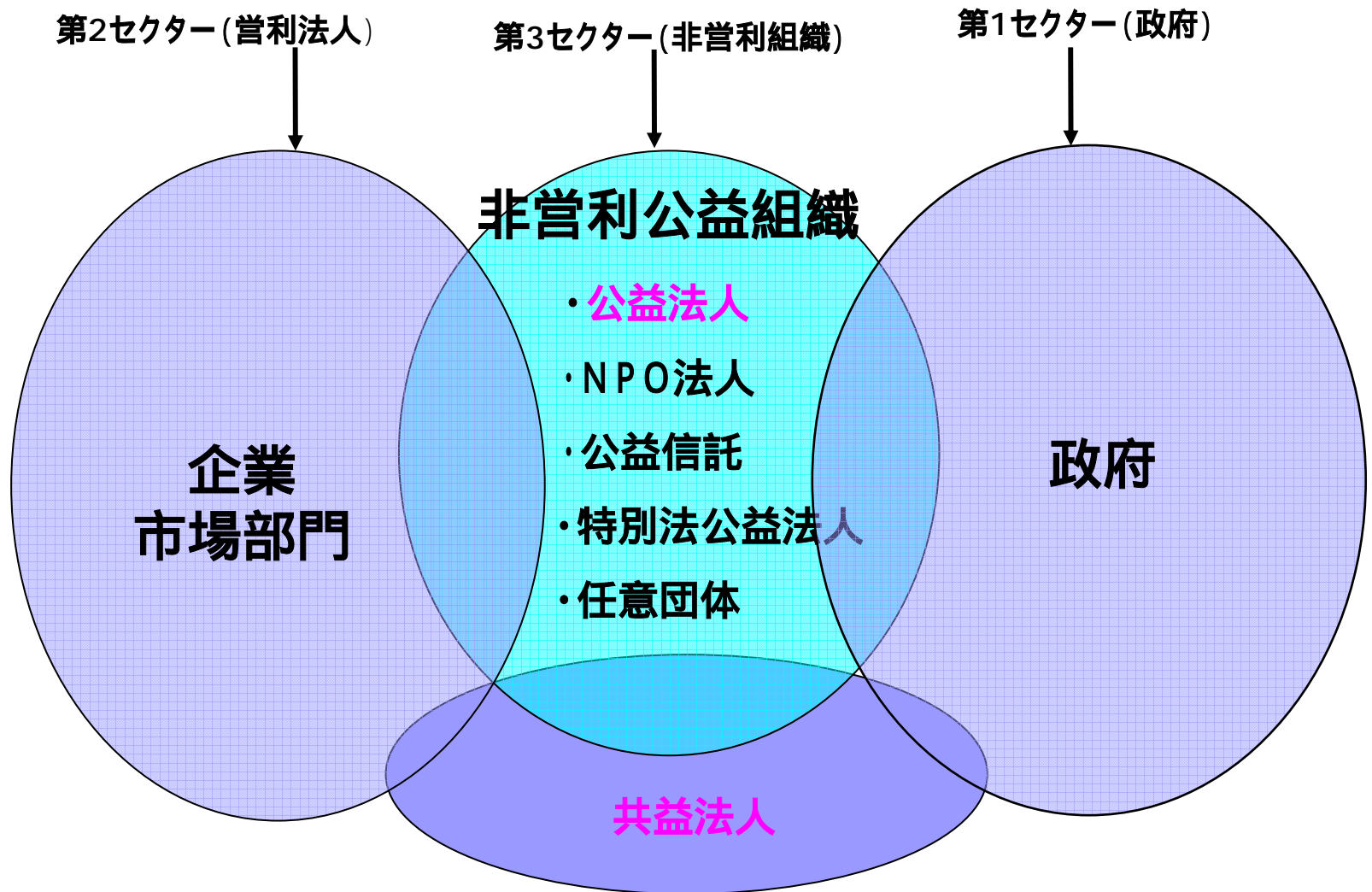
## **(改革の目的と基本認識)**

**公共は官の独占するものではない 今後の日本社会は  
民が担う公共の領域に期待**

**公益活動を目的とする非営利法人は公共を担う有力な  
民間組織の一つ**

**そのような観点から非営利法人を支援し、奨励する新しい  
制度を構築する**

# 社会を形成する組織(概念図)



# 改革の方向

(キーワード)

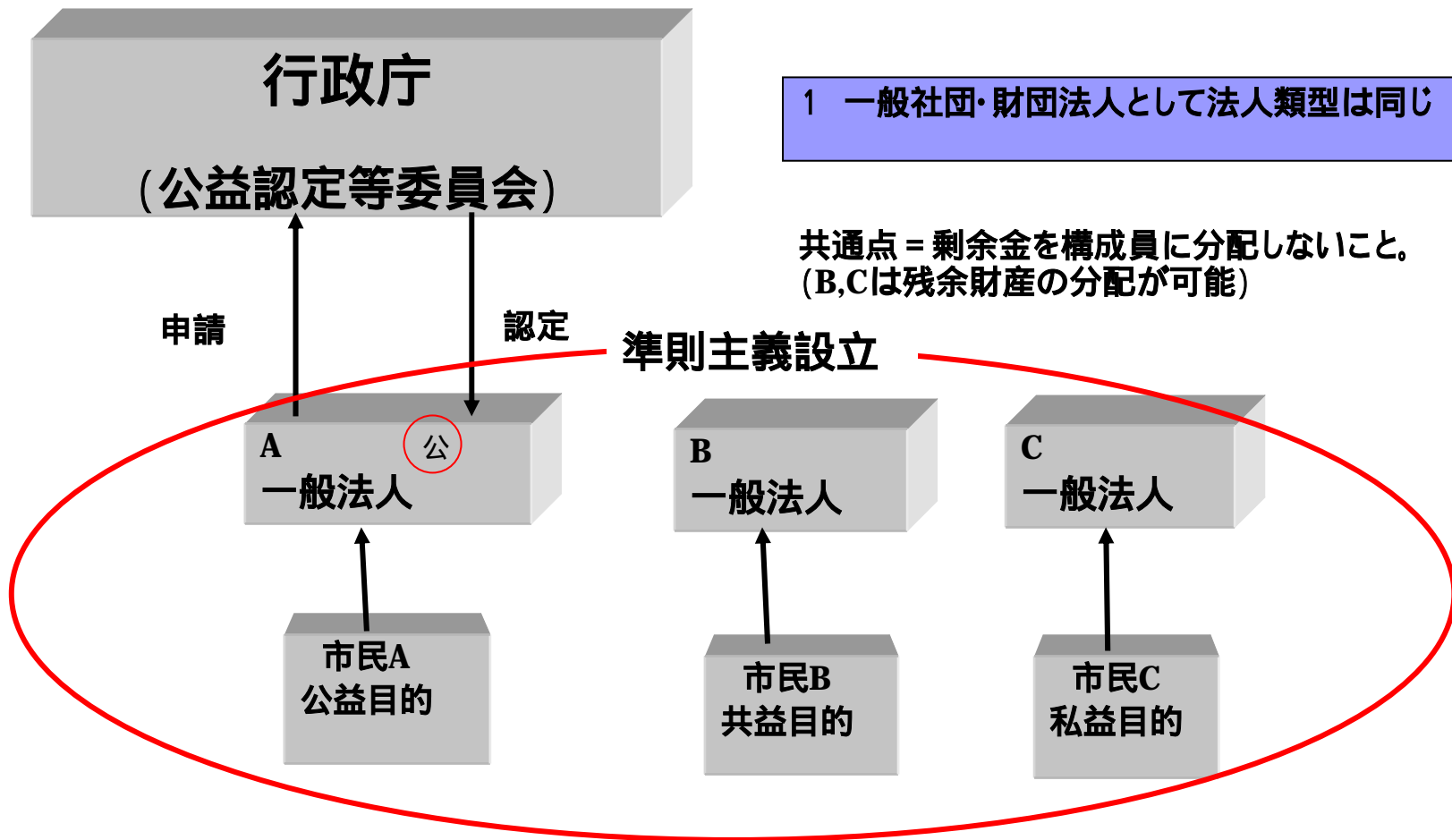
- Free** 脱官僚支配、事前規制から事後規制へ  
団体自治の尊重
- Fair** 透明性の高い、市民のための運営
- Global** 法制、税制、会計の国際標準化

# 法制度改革案の基本的枠組み

3 主務官庁制がなくなる

2 公益性は第三者機関が判断する

1 一般社団・財団法人として法人類型は同じ



# 新制度の概要

|        | 公益社団・財団法人                            | 一般社団・財団法人 |
|--------|--------------------------------------|-----------|
| 法人設立   | 準則主義(登記により設立)                        | 同左        |
| 社員・財産額 | 2名(財団300万円)                          | 同左        |
| 目的     | 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与                   | 目的を問わない   |
| 事業     | 主として別表に掲げる事業、社会的信用を維持する上で相応しくない事業は不可 | 制限規定はない   |
| 剰余金分配  | 不可                                   | 同左        |
| 残余財産分配 | 社員・役員等への分配不可                         | 実質上可能     |
| 情報公開   | 一般市民を含む                              | 社員・債権者    |
| 監督     | 行政庁(公益認定等委員会)                        | なし        |

|                |                               |                             |
|----------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 社員総会           | 法定・定款事項の決議機関                  | 同左(理事会をおかない場合はすべての決議機関)     |
| 評議員会<br>(財団法人) | 法定・定款事項の決議機関<br>3名以上による評議員会必置 | 同左                          |
| 理事             | 3名以上<br>業務執行は代表理事・執行理事        | 理事会設置型は3名以上<br>理事会非設置型は1名以上 |
| 理事会            | 必置、業務執行の決議機関<br>理事の監督機関       | 設置は任意(財団は必置)                |
| 監事             | 1名以上必置                        | 設置は任意(大規模・理事会設置型・財団は1名以上必置) |
| 会計監査人          | 大規模法人は必置                      | 同左                          |

大規模の基準

一般法人=負債200億円以上

公益法人 = 負債額50億円以上等

# 公益認定等委員会とは

- ・内閣府に法律、会計、公益法人の活動に優れた識見を有する国会同意により7人の委員からなる公益認定等委員会を設置
- ・内閣総理大臣は認定、勧告、命令、取消について原則として本委員会に諮問しなければならない
- ・内閣総理大臣は関連する政令、内閣府令の制定改廃について原則として本委員会に諮問しなければならない
- ・本委員会は一定の事項について内閣総理大臣に勧告することができ、関係行政機関等に資料提出等協力を求めることができる

- ・内閣総理大臣は本委員会に公益法人からの報告徴求、立ち入り検査、質問などの権限を委任する
- ・各都道府県にも公益認定等委員会と同様の権限を有する審議会その他の合議制の機関を設置する
- ・内閣総理大臣は地域間の均衡を図る必要がある場合助言、勧告、是正要求、処分の指示ができる

## 認定基準(18の要件)

不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業(公益的事業 別表に掲げる)を主たる目的とすること

公益目的事業実施に必要な経理的・技術的能力  
社員・役員等の特定のものに特別の利益を与える事業を行わないこと

営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないこと

# 別表

|    |   |    |  |
|----|---|----|--|
| 1  | 学術及び科学技術の振興   | 2  | 文化及び芸術の振興                              |
| 3  | 障害者若しくは生活困窮者<br>又は事故、災害若しくは犯<br>罪による被害者の支援          | 4  | 高齢者の福祉の増進                              |
| 5  | 勤労意欲のある者に対する<br>就労の支援                               | 6  | 公衆衛生の向上                                |
| 7  | 児童又は青少年の健全な育<br>成                                   | 8  | 勤労者の福祉の向上                              |
| 9  | 教育、スポーツ等を通じて<br>国民の心身の健全な発展に<br>寄与し、又は豊かな人間性<br>を涵養 | 10 | 犯罪の防止又は治安の維持                           |
| 11 | 事故又は災害の防止   | 12 | 人種、性別その他の事由に<br>よる不当な差別又は偏見の<br>防止及び根絶 |

|    |                                  |    |   |
|----|----------------------------------|----|---|
| 13 | 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護    | 14 | 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進               |
| 15 | 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力  | 16 | 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備                      |
| 17 | 国土の利用、整備又は保全                     | 18 | 国政の健全な運営の確保に資する                           |
| 19 | 地域社会の健全な発展                       | 20 | 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上 |
| 21 | 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保       | 22 | 一般消費者の利益の擁護又は増進                           |
| 23 | 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの |    |   |

**風俗営業、投機的な取引、高利の融資事業その他  
公益法人にふさわしくない事業を行わない**

**公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正  
な費用を償う額を超えないと見込まれること。**

**公益目的事業以外の事業(以下「収益事業等」)を行  
う場合には、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそ  
れがないものであること。**

**公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込  
まれるものであること。**

**遊休財産額が制限限度(前事業年度に置ける公益  
目的事業の費用)を超えないと見込まれること**

配偶者・3親等内の親族等が理事総数の3分の1以内、監事も同様

他の同一の団体(公益法人等を除く)の理事・使用人等相互に密接な関係にあるものが理事総数の3分の1以内、監事も同様

大規模法人は会計監査人を置くこと

適正な役員報酬基準の制定と公表

## 一般社団法人の社員・機関

- ・社員の資格に不当な差別的条件を付さない
- ・議決権行使に不当に差別的取り扱いをしない
- ・議決権に関し社員の提供する金銭・財産の価格に応じない
- ・理事会を設置すること

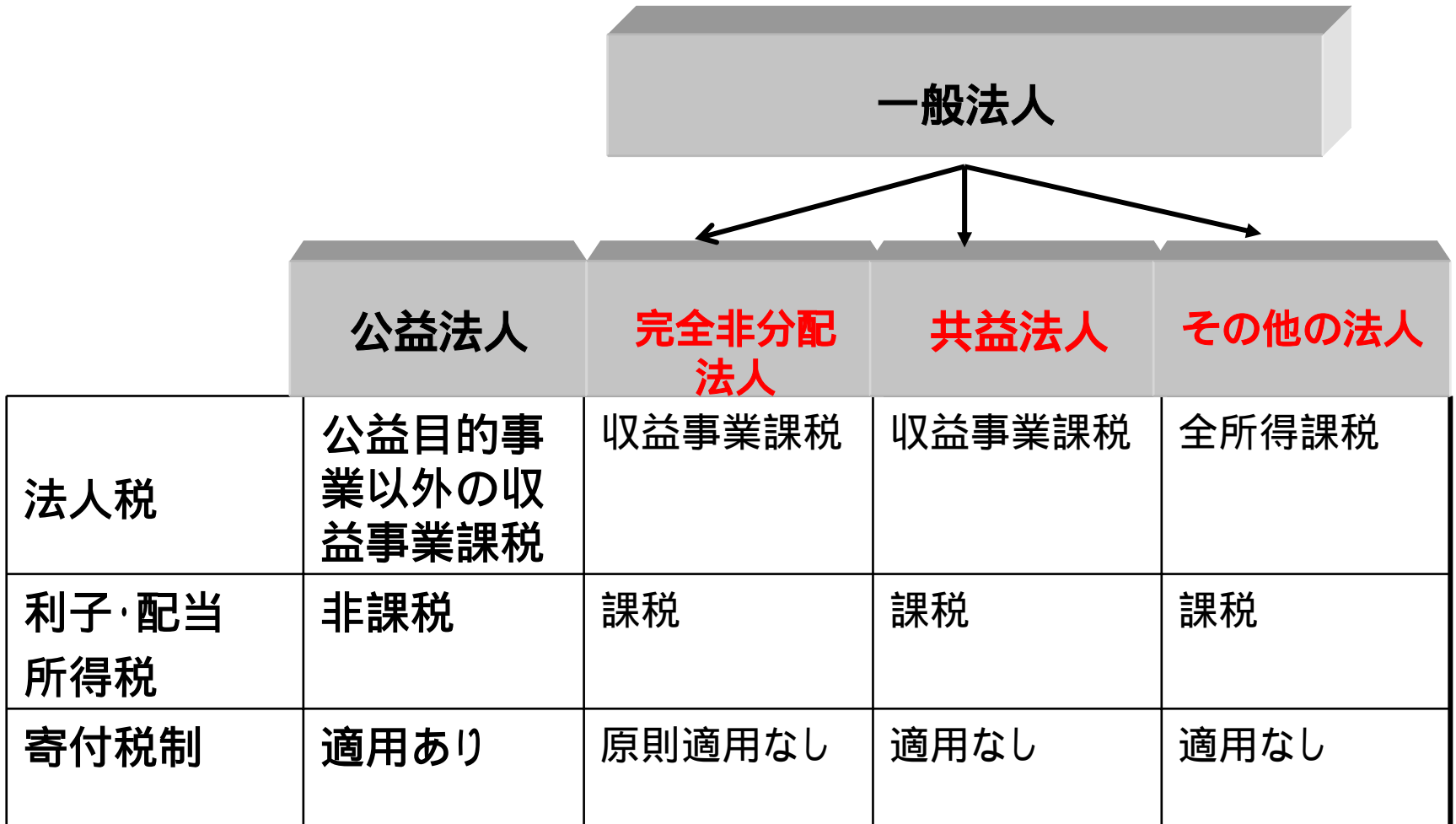
他の団体が支配可能となる株式等を保有しない

公益的事業に不可欠な特定財産がある場合その維持・処分の制限を定款で規定

公益認定取消しまたは合併により消滅する場合、公益目的取得財産残額を類似の公益団体、国地方公共団体へ1ヶ月以内に贈与する旨を定款で規定

清算の場合残余財産を類似の公益団体、国地方公共団体に贈与する旨を定款で規定

# 新税制の概観



# 新制度施行1周年を迎えての現状

- 1 申請済み法人は僅か現行公益法人の1.5%未満、移行法人は0.4程度
- 2 情報が非対称的で、多くの公益法人に誤解や不安を感じさせている
- 3 行政庁の審査が詳細を極め、法令に規定していない資料提出や説明を求められる外、不適切な指導例もある
- 4 複雑な仕組みのため、一般市民が理解困難、法の運用にあたる担当官さえも理解不足
- 5 新制度の一部には市民による公益活動促進のため障害になる規制もあり、法改正も要するのではないか

# 私たちの経験と中国NPO法制への示唆

- 1 公益や共益を目的とする非営利組織全般を国の政策としてどの様に支援するべきかという、基本的なコンセンサスとグランドデザインが必要
- 2 新NPO法制に含むべき法人類型をどう考えるか、綿密な議論が必要
- 3 公益性のある非営利法人と公益性のない非営利法人を法人類型として一まとめにすることの功罪について、十分な検証が必要

**4 法制論議と税制論議が一体として行われることが必要。**

**5 公益信託の活用も同時かつ整合的に検討が必要。**

**6 公益組織の自由闊達な活動を保証し、併せてガバナンス、ディスクロージャー、コンプライアンスを軸にした透明性の高い法人組織を構築することが必要。**

**7 改革の過程で民間非営利組織と十分意見を交換することが必要。**